

令和 7 年度松浦市鳥獣捕獲管理支援システム導入業務
提案型コンペティション審査実施要領

1. 目的

本業務は、有害鳥獣捕獲従事者の捕獲情報を、スマートフォンなどで記録・集計できるアプリケーション（以下、「捕獲確認アプリ」という。）を導入することにより、捕獲従事者の報告書作成の負担軽減と、有害鳥獣捕獲事務の効率化及びデータ活用、分析により効果的な有害鳥獣被害防止対策への反映を図る。

2. 概要

- (1) 件 名 令和 7 年度松浦市鳥獣捕獲管理支援システム導入業務
- (2) 内 容 令和 7 年度松浦市鳥獣捕獲管理支援システム導入業務仕様書
のとおり（以下「仕様書」という。）
- (3) 期 間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (4) 請負金額 ①導入費用：上限額 2,200 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
②維持費用：上限額 594 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 実施スケジュール

内 容	期 日
公募及び質問受付開始	令和 7 年 7 月 2 8 日（月）
企画提案等に関する質問書の提出期限	令和 7 年 8 月 1 日（金）
提案参加申込書の提出期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 8 月 2 0 日（水）
内容の書面審査又は提案審査会	令和 7 年 8 月 2 8 日（木） 予定
審査結果通知	審査実施から 1 週間以内に書面で通知

4. 参加資格要件

- (1) 過去 2 か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 5 1 1 条の規定による特別精算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (5) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- (6) 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 条）第 1 8 条又は第 1 9 条による破産手続き開始申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 1 1 年法律第 7 1 号）第 1 3 2 条又は第 1 3 3 条に

よる破産の申立てを含む。) がなされていない者であること(破産者で復権を得たものを除く。)

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること(再生計画認可の決定がなされた場合を除く。)

(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。

5. 提案参加申込書の提出

本業務への企画提案の提出を希望される場合は、次の(1)ア、イに掲げる書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア. 提案参加申込書(様式第1号)

イ. 企画提案者の概要(様式第2号)

(2) 提出方法等

ア. 提出部数 1部

イ. 提出期限 令和7年8月8日(金) ※必着

ウ. 提出場所 〒859-4598

長崎県松浦市志佐町里免365番地

松浦市 農林課

TEL 0956-72-1111(代表)

エ. 提出方法 持参又は郵送による

※受付は、松浦市役所の開庁日の8時30分から17時15分まで

※郵送の場合は、提出期限までに必着とし、到着を電話で確認すること。

6. 企画提案書の提出

企画提案は、1者1案とし、次の(1)①～⑥に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案書等提出届(様式第3号)

② 企画提案書(任意様式)

③ 業務実績調書(様式第4号)

④ 業務実施体制(様式第5号)

⑤ 業務工程表(任意様式、ただし日本工業規格A4判横型とする。)

⑥ 業務に要する経費に関する見積書(様式第6号)及び見積内訳書(任意様式)

(2) 提出方法等

① 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

② 提出期限 令和7年8月20日（水） 17時15分必着

※提出場所、提出方法は5. 提案参加申込書の提出（2）提出方法等ウ～エのとおり。

※提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、提案参加申込辞退届（様式第7号）を提出すること。

7. 企画提案書の作成方法

（1）作成方法

①企画提案書の作成にあたっては、仕様書に沿って作成すること。

②企画提案書は任意様式する。

（2）作成にあたっての留意事項

①鳥獣捕獲管理支援システムについて、専門的な知識を持った上で提案に務めること。

②抽象的な表現は避け、できる限り現実的・具体的な提案に務めること。

③企画提案書の作成にあたっては、要点を簡潔に記述すること。

④提案書の規格はA4版、フォントは10.5ポイント以上とする。

⑤提案書以外の参考資料等は受領しない。

⑥企画提案書等の作成、応募等に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

⑦提出期限以降の書類の差替え及び修正は認めない。

⑧提出された企画提案書は返却しない。（書類は適正に処理し、2次使用は行わない。）

8. 企画提案に関する質問及び回答

（1）質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式第8号）により事務局のアドレスに電子メールで行うこと。なお、電子メールの送受信を必ず電話で確認すること。

①提出先 メールアドレス nourin@city.matsuura.lg.jp

②提出期限 令和7年8月1日（金） 17時15分まで

（2）質問に対する回答

提案参加申し込みをしたすべての事業者に対し、令和7年8月7日（木）までに、電子メールにて回答する。

9. 受託候補者の選定方法

企画提案書の最も優れた提案事業者を決定するため、令和7年度松浦市鳥獣捕獲管理支援システム導入業務事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）を設置する。

選定審査会において、別紙評価項目に基づき、企画提案書の内容の審査を行い、最も優れた提案事業者を受託候補者として選定する。また、必要に応じて企画提案書に対する提案審査会を開催する。開催する場合は、対象者に対して日時、場所、人数制限等について、令和7年8月19日（火）までに連絡する。

また、参加事業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として選定する。

10. 契約の締結

企画提案内容を基に松浦市と協議のうえ、本業務委託に係る仕様書を確定し、契約を締結する。この場合において、協議が不調となった場合は審査結果に従い、順に次点のものを受託候補者とするものとする。

11. 提案者の失格等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、受託候補者の企画提案書等が無効となった場合は、審査結果に従い、順に次点のものを受託候補者とするものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本案件期間中に提案事業者が参加資格に抵触するに至ったとき。
- (3) 導入費用の上限額又は維持費用の上限額を超える見積書を提出したとき。
- (4) 1 者で複数の提案を行ったとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (7) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査会が失格であると認めたとき。

12. 審査結果の通知

審査結果（採用、非採用の結果のみ）は、各提案者に郵送により書面で通知する。なお、審査結果に対する問合せや異議には一切応じない。

13. その他

- (1) 提出された書類等は、審査及び説明のためにその写しを作成し、使用することができる。
- (2) 審査会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は、一切受け付けない。
- (3) 審査後に本実施要領及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合は、松浦市情報公開条例（平成18年松浦市条例第13号）の規定により取り扱うものとする。
- (5) 松浦市が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 審査結果は、松浦市ホームページ上で公表する。

【問合せ先】

事務局：松浦市 農林課

所在地：〒859-4598 長崎県松浦市志佐町里免365番地

電話：0956-72-1111（代表）

FAX：0956-72-1115

E-Mail：nourin@city.matsuura.lg.jp